平成２７年（フ）第１６８２号
名古屋市中村区草薙町２丁目20番地　ドヌールＶ草薙201号、従前の住所名古屋市中川区野田２丁目142番地　住夢野田302号
債務者　小菅　浩利
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　雅治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０５号
佐賀県鳥栖市幸津町1915番地４
債務者　中島功一朗
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥飼亜由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
長崎県諫早市馬渡町８番地20
債務者　永尾　昇三
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
岐阜県羽島市足近町７丁目124番地
債務者　加藤　美佳
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　和則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６１号
兵庫県西宮市甲子園町29番４号　月見里マンション203号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄北４丁目１番17号
債務者　平山　　幸
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２０号
相模原市南区上鶴間本町３丁目18番12号　ライオンズマンション町田駅前202号
債務者　木村麻衣子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2834番地17
債務者　寺田　軍治
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑　瑛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第７４３号
名古屋市瑞穂区大喜町６丁目30番地　丸福津賀田マンション102号、住民票上の住所名古屋市緑区大高町字東正地40番地
債務者　杉本　信義
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３７号
兵庫県宝塚市逆瀬台４丁目16番４号
債務者　久昌　秀夫
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８号
京都府舞鶴市字西神崎544番地
債務者　大江　良和
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５３号
北海道登別市登別東町４丁目11番地１　コーポエンジェルハート205
債務者　佐藤　綾人
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
岩手県滝沢市穴口71番地10　第２コーポ平和105号、旧住所岩手県滝沢市穴口411番地２　ハピネスＡＵＮ２―105号
債務者　竹田　麗紋
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３５号
岩手県岩手郡雫石町御明神山津田106番地
債務者　小山田和世
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５号
山形県鶴岡市稲生１丁目15番11号
債務者　髙山　智和
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第６７号
群馬県太田市石橋町64番地１
債務者　瀬島　照夫
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３８号
新潟県上越市昭和町２丁目８番29号　アパートメント昭和202号
債務者　河野　　猛
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第４０号
新潟県糸魚川市蓮台寺２丁目５番19号　シティハイツやまと202号
債務者　赤岡　靖浩
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
新潟地方裁判所高田支部